

誹謗中傷を未然に防止できるより良い教育の提案

～情報Ⅰ教科書の調査を通して～

S.A.<社①ゼミ>

1. はじめに

近年、SNSの利用者は増加の傾向にあり、サービス上でのコンテンツ投稿及び閲覧という行為も我々に身近なものとなってきた。SNSの一般化とともに情報の発信・入手が容易になる一方で、誹謗中傷による精神的被害が顕著である。その被害を未然に、そして発信者の自己判断により防止するにはどうすればよいだろうか。

先行研究及び対策として、法律という観点から見ると、2022年に施行されたプロバイダ責任制限法の改正、侮辱罪の法定刑の引き上げの二つが挙げられる。しかし、いずれも事後対応であるため、未然防止という観点から見ると対策として不十分である。また、技術的観点から見ると、誹謗中傷を表す自動検出手法を提案した石坂・山本(2011)が挙げられる。しかし、一定の計算式による検出であるため、自己判断による発信の中止には至っていない。

そして、教育という観点から見ると、学校教育による知識の充実、自己判断による未然防止を促す。

したがって、本探Qでは、誹謗中傷およびその被害を未然に、そして発信者の自己判断により防止できるよう、いまどのような教育が行われているのかを調査する。

2. 研究課題と調査方法

2.1 研究課題

以上の目的を達成するために、高校情報Ⅰの検定教科書を調査する。具体的には、誹謗中傷は教科書においてどのように扱われているかを明らかにする。本探Qで調査する教科書として、「情報Ⅰ」を設定した理由は、高等学校の教科書は義務教育の教科書に比べ、入手が容易であること、加えて、「情報Ⅰ」は令和四年度に新設された教科書であるために調査されていない点が多いことの二点が挙げられる。

2.2 調査方法

本探Qの調査方法は、齋藤・三輪・原田(2023)を参考にした。同研究では、「情報Ⅰ」の情報社会分野に関する教科書分析に際して、第一に、学習指導要領解説の記述内容を整理する。第二に、前手順において整理した記述内容から、分析の観点を設定する。第三に、前手順において設定した観点について、各教科書の記載を調査する。以上三段階の手順を踏んでおり、本探Qにおいても同様の手順で調査する。

2.3 調査対象

調査する教科書として、以下の三社五冊を選出した。

高校情報Ⅰ(実教出版)[実教高校]

図説情報Ⅰ(実教出版)[実教図説]

最新情報Ⅰ(実教出版)[実教最新]

-新編-情報Ⅰ(東京書籍)[東京書籍]

情報Ⅰ(日本文教出版)[日本文教]

以下、表及び文中においては[]内の表記を用いる。

3. 調査結果

3.1 学習指導要領の記述内容の整理

高等学校学習指導要領情報編(解説)によると、ルールを身に付けることに加えて、ルールの正確な理解、新たな場面でも適切な行動が取れるような考え方、態度の習得が必要である。加えて、新たな場面でも適切な行動が取れるような考え方、態度の習得のために、生徒自らが思考、討議、発表し合う学習活動を多く取り入れることが大切である。以上の二点を読み取ることができる。

3.2 分析観点の設定

前手順の結果を踏まえて設定した以下の観点①から⑤に関して、記述の有無を調査する。設定した観点について、記載があった場合はその内容を引用する。

①法またはルールの提示

②生徒が考える指示

③生徒が討議する指示

④生徒が発表し合う指示

⑤問い、議題の提示

3.3 調査結果

観点①から⑤について、記載の有無を調査した結果を表1に示す。

観点	実教高校	実教図説	実教最新	東京書籍	日本文教
①	○	○	○	○	○
②	×	×	×	×	×
③	×	×	×	×	×
④	×	×	×	×	×
⑤	×	×	×	×	×

表 1:表記の有無

実教高校は、観点①について一箇所以下のような記載がある。「誹謗や中傷、デマの拡散のような公序良俗に反する行為をしないだけでなく、例えば、同じような言葉でも、読点の使い方、前後の文脈やニュアンスで意味が変わるため、誤解を招く表現をしないように注意しなければならない。」観点②から⑤について記載がない。

次に、実教図説は、観点①について一箇所以下のような記載がある。「ネットいじめ:インターネットを使って行われるいじめで、SNSなどに相手への誹謗中傷などを書き込んだり、電子メールで別人になりすまして嫌がらせのメールを送り付けたりする。」観点②から⑤について記載がない。

実教最新は、観点①について一箇所以下のような記載がある。「無責任な発言や、他人を誹謗・中傷しない」観点②から⑤について記載がない。

東京書籍は、観点①について一箇所以下のような記載がある。「匿名で発言できるからと言って、無責任な発言をしたり、誹謗中傷を行ったりしてはならない。」観点②から⑤について記載がない。

日本文教は、観点①について二箇所以下のような記載がある。「ほかにも、フェイクニュース、誹謗中傷、ネットいじめ、依存症、詐欺、著作権侵害、不正アクセス、個人情報流出など、インターネットの普及により深刻化した問題もある。」や「ソーシャルメディアで気を付けること:悪口・誹謗中傷などを書き込まない」観点②から⑤について記載がない。

4. まとめ

「誹謗中傷をしてはいけない」というルールはどの教科書にも書かれていたが、誹謗中傷について生徒が思考、討議、及び発表し合う指示、またそのための問いや議題が書かれていない点は共通していた。学習指導要領の記述に従い、現在記載されていない上記の記載を加える方が良いと考えられる。「誹謗中傷をしてはいけない」というルールの理解を更に深めることができ、生徒が新しい場面でもより適切な行動が取れるようになると考えられる。結果として、教育が誹謗中傷の未然防止策としてより有効なものとなると考えられる。

5. 今後の課題

本探Qでは、調査の対象を情報Iの教科書に絞った。そのため、公共、倫理といった高校教育の他教科や、道徳ないしは技術・家庭といった義務教育の教科、加えて教科書からは調査し得ない授業の実態については明らかになっていない。従って、今後は調査する教科数を増やすとともに、実際の授業の内容についても調査することで、誹謗中傷の未然防止につながるような教育の内容をより明らかにしたい。

6. 謝辞

本探Qを進めるにあたって丁寧に指導してくださった指導員の石鍋先生、筑波大学の徳永先生、社①ゼミメンバーに心より感謝を申し上げます。

参考文献

石坂達也・山本和英(2011)「Web上の誹謗中傷を表す文の自動検出」『言語処理学会 第17回年次大会発表論文集』 pp.131-134
文部科学省(2017)『高等学校学習指導要領 情報編 解説』
齋藤ひとみ・三輪理人・原田瑛公(2023)「共通教科「情報I」の情報社会分野に関する教科書分析の試み」『愛知教育大学教職キャリアセンター紀要第8号』 pp.147-153